

公共施設等総合管理計画

平成29年3月

幸 手 市

□ ■ 目 次 ■ □

第 1 章 計画策定の背景と目的	1
1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 計画の位置づけ	1
1-4 計画の対象範囲	2
第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し	3
2-1 公共施設等の現況	3
2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し	9
2-3 公共施設等の修繕・更新などに係る中長期的な経費の見込み	10
第 3 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	14
3-1 計画期間	14
3-2 現状や課題に対する基本認識	14
3-3 公共施設等アセットマネジメントの基本方針	15
3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	16
3-5 フォローアップの実施方針	22
第 4 章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	23
4-1 建築物系公共施設	23
4-2 インフラ系公共施設	37
巻末資料 施設一覧表	44

第1章 計画策定の背景と目的

1-1 背景

我が国では厳しい財政状況が続くなか、国、地方公共団体ともに建築物系公共施設及びインフラ系公共施設（以下、「公共施設等」という。）の老朽化対策が大きな課題となっています。

国では、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、老朽化対策への取り組みを始めるとともに、総務省が地方公共団体に対して、平成 26 年 4 月に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を通知し、総合的・中長期的な観点から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請しています。

本市においては、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて人口が急増し、同時期に多くの建築物系公共施設が建設されてきました。これらの施設は、市民生活の利便性向上や福祉の向上に寄与してきましたが、現在、建設から 30 年以上が経過し、今後、大規模な修繕や更新の時期を迎えることになり、仮に現存の施設をすべて更新することになると、同時期に多額の費用がかかることとなります。

また、道路、橋りょう、上水道、下水道などのインフラ系公共施設についても同様の事が言え、今後、人口減少や少子高齢化が進み、税収の減少や社会保障関係経費の増大が見込まれる中で、こうした施設等の修繕、改修、更新等を行うことは財政上難しくなってきます。

1-2 目的

本市では、これまで、平成 26 年 10 月に「幸手市公共施設白書」を作成し、施設の現状や更新費用の推計を行ってきましたが、改めて各部署で管理していた公共施設を一元的に把握し、将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組みである、「公共施設等アセットマネジメント」を推進していきます。

そこで本市が所有する建築物系、インフラ系の全ての公共施設に対して、公共施設等アセットマネジメントの基本的な方針となる、「幸手市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、市政運営の最上位計画である「幸手市総合振興計画」をはじめ、関連計画との整合を図るとともに、今後の各分野における個別施設計画や、公共施設等の計画的再編成及び長寿命化などの取り組みに関する横断的な考え方を示すものです。

また、今後の各分野における計画などの見直しの際には、本計画との整合を図っていくこととします。

1-4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、建築物系公共施設とインフラ系公共施設とし、土地及びその他動産・金融資産は範囲外とします。

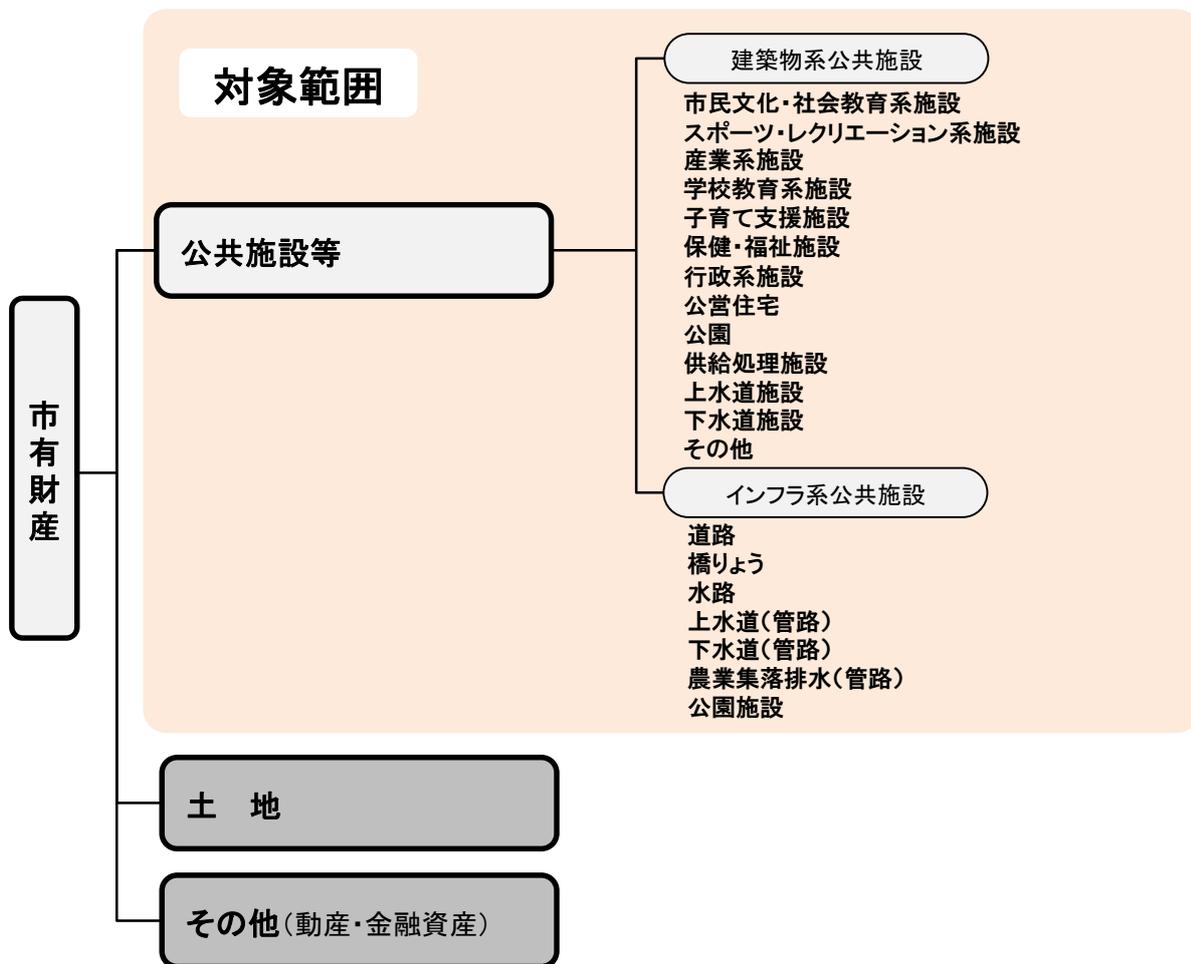


図1 本計画の対象範囲

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1 公共施設等の現況

本市が保有する公共施設等について、建築物系公共施設とインフラ系公共施設に区分して、公共施設の総量、年度別建築状況、耐震化の状況等についての現況を示します。

(1) 建築物系公共施設

① 総量

本計画で対象としている建築物系公共施設は87施設、総延床面積^(*)143,560㎡です。施設類型別延床面積の割合を図2に、施設類型別の施設例、延床面積及び施設数を図3に示します。

施設類型別延床面積の割合では、学校教育系施設が50.5%と最も大きな割合を占め、次いで、スポーツ・レクリエーション系施設の11.4%、市民文化・社会教育系施設の8.4%の順となっています。なお、上水道施設及び下水道施設は、浄水場、ポンプ場などの建築物を対象とします。

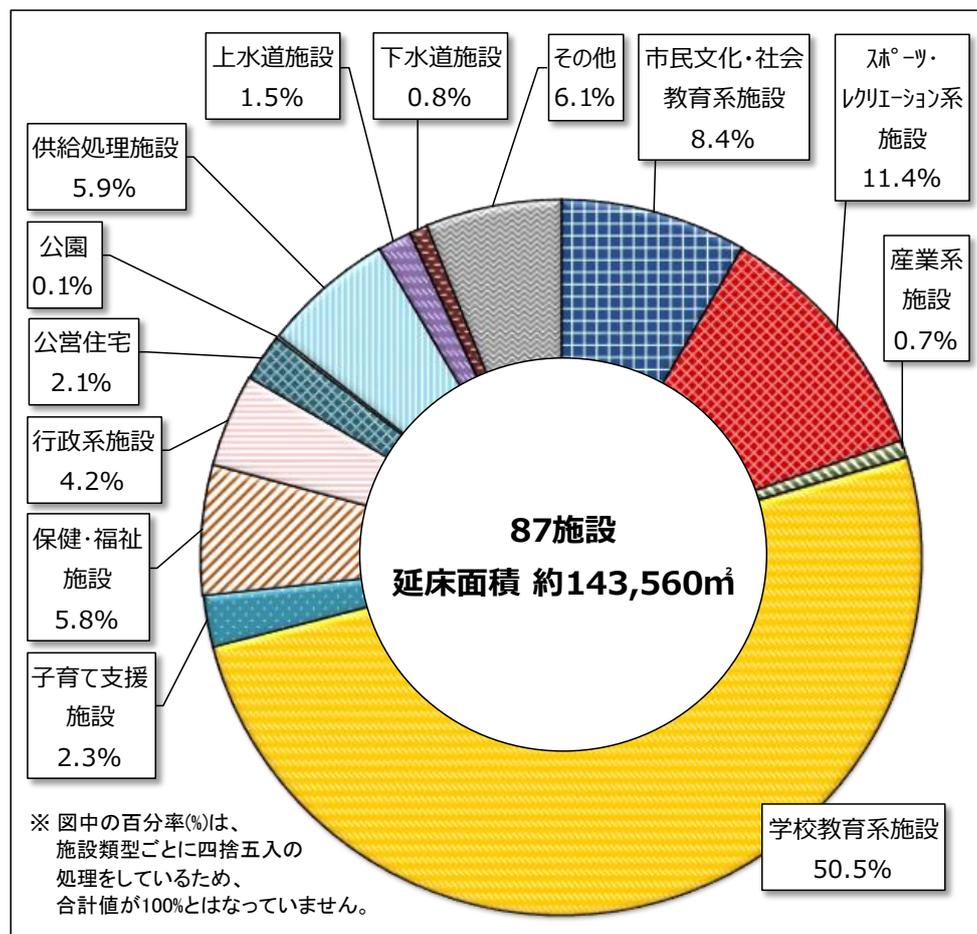


図2 建築物系公共施設の施設類型別延床面積の割合

*1 延床面積：建築物の各階の床面積の合計

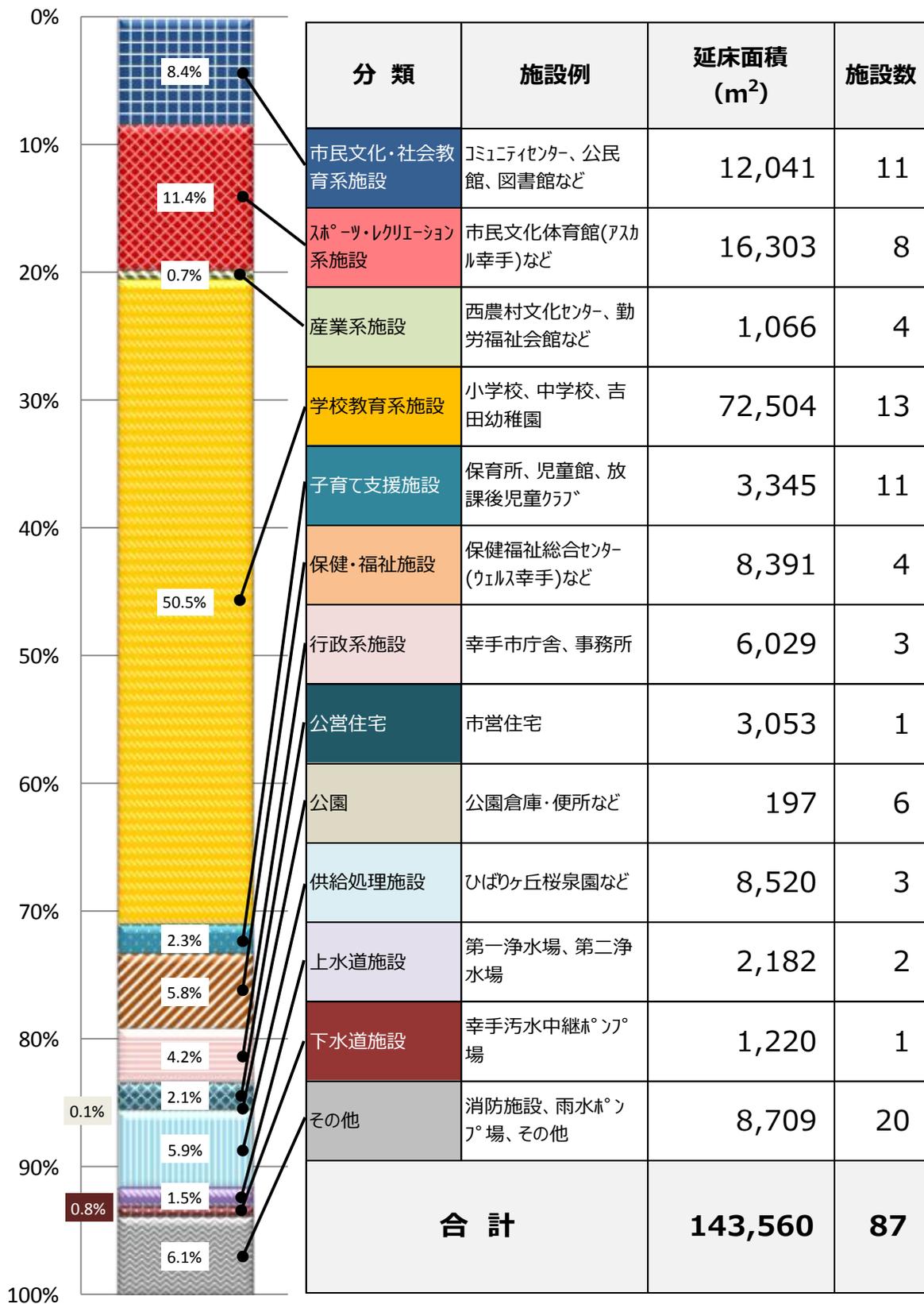


図3 施設類型別の施設例、延床面積及び施設数一覧

埼玉県内の類似規模 18 市の人口一人あたりの延床面積を表 1 に、同比較を図 4 に示します。

本市が保有する建築物系公共施設の延床面積を人口一人あたりに換算すると 2.50 m²/人となります。これは、類似規模 18 市の平均値 2.43 m²/人と比べるとほぼ同一水準、全国市町村平均 3.42 m²/人（東洋大学「自治体別人口・公共施設延床面積リスト」による）と比べると、低い水準にあります。

表 1 埼玉県内類似規模 18 市の人口一人あたりの延床面積

自治体名	合併の有無 (平成17年以降)	人口 [人]	行政面積 [km ²]	建築物の 総延床面積 [m ²]	人口一人あたり の延床面積 [m ² /人]	出典（建築物の総延床面積）
行田市	合併あり	83,585	67.49	275,788	3.30	総務省 地方財政状況調査関係資料 「公共施設状況調経年比較表/市町村経年比較表（平成26年度）」による
秩父市	合併あり	65,311	577.83	329,486	5.04	
飯能市	合併あり	80,513	193.05	269,303	3.34	
本庄市	合併あり	78,993	89.69	223,648	2.83	
東松山市	合併なし	89,574	65.35	216,485	2.42	
羽生市	合併なし	55,677	58.64	163,350	2.93	
蕨市	合併なし	73,289	5.11	138,676	1.89	
志木市	合併なし	74,183	9.05	143,136	1.93	
和光市	合併なし	80,615	11.04	164,704	2.04	
桶川市	合併なし	75,071	25.35	133,659	1.78	
北本市	合併なし	68,154	19.82	152,074	2.23	
八潮市	合併なし	86,138	18.02	163,269	1.90	
蓮田市	合併なし	62,481	27.28	112,869	1.81	
幸手市	合併なし	52,725	33.93	132,019	2.50	
鶴ヶ島市	合併なし	70,145	17.65	138,007	1.97	
日高市	合併なし	57,015	47.48	128,783	2.26	
吉川市	合併なし	71,048	31.66	116,626	1.64	
白岡市	合併なし	52,035	24.92	99,999	1.92	

※建築物の総延床面積は基本的には行政財産のみとし、普通財産は含めないものとする
人口は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（平成28年1月1日現在、総務省）による
行政面積は「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」（平成27年10月1日現在、国土地理院）による

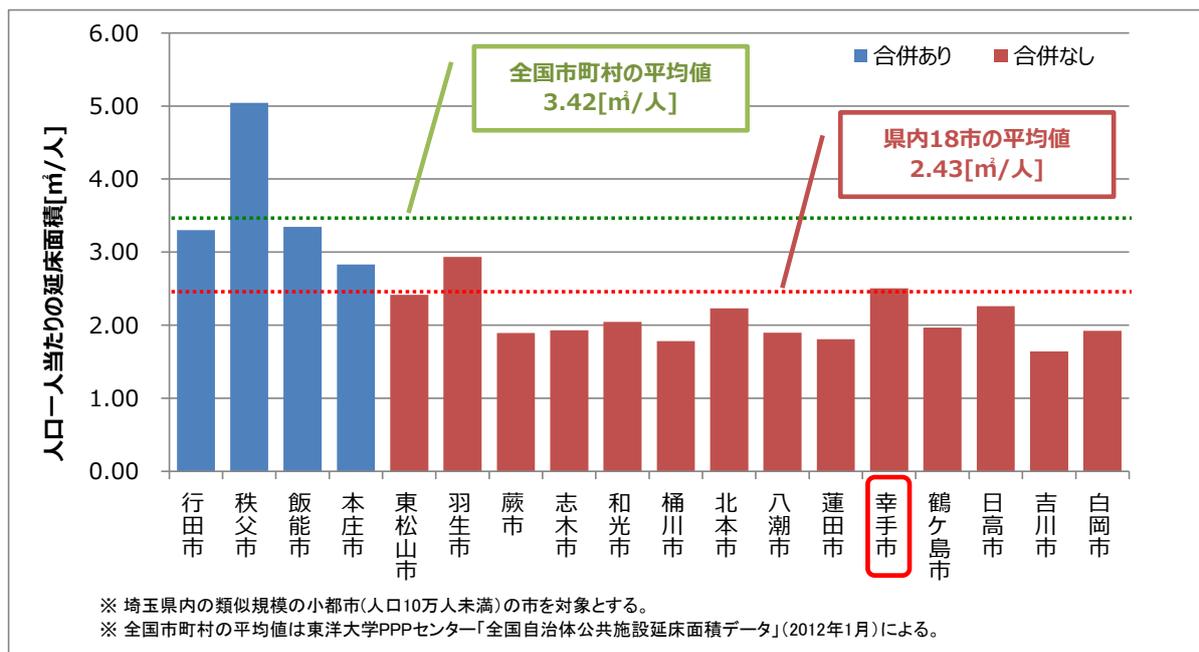


図 4 埼玉県内類似規模 18 市との人口一人あたりの延床面積の比較

② 年度別建築状況

建築物系公共施設の建築年度別延床面積を図5に示します。

日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によると、建築物の更新^{(*)1}の目安は築60年、大規模修繕^{(*)2}の目安は築30年とされています。本市では、昭和40年代から公共施設の整備量が増加し、現在は大規模修繕時期の築30年を経過した公共施設が市の施設全体の6割を超えています。今後はその割合が増加し、施設の老朽化が進行していく状況が見込まれます。

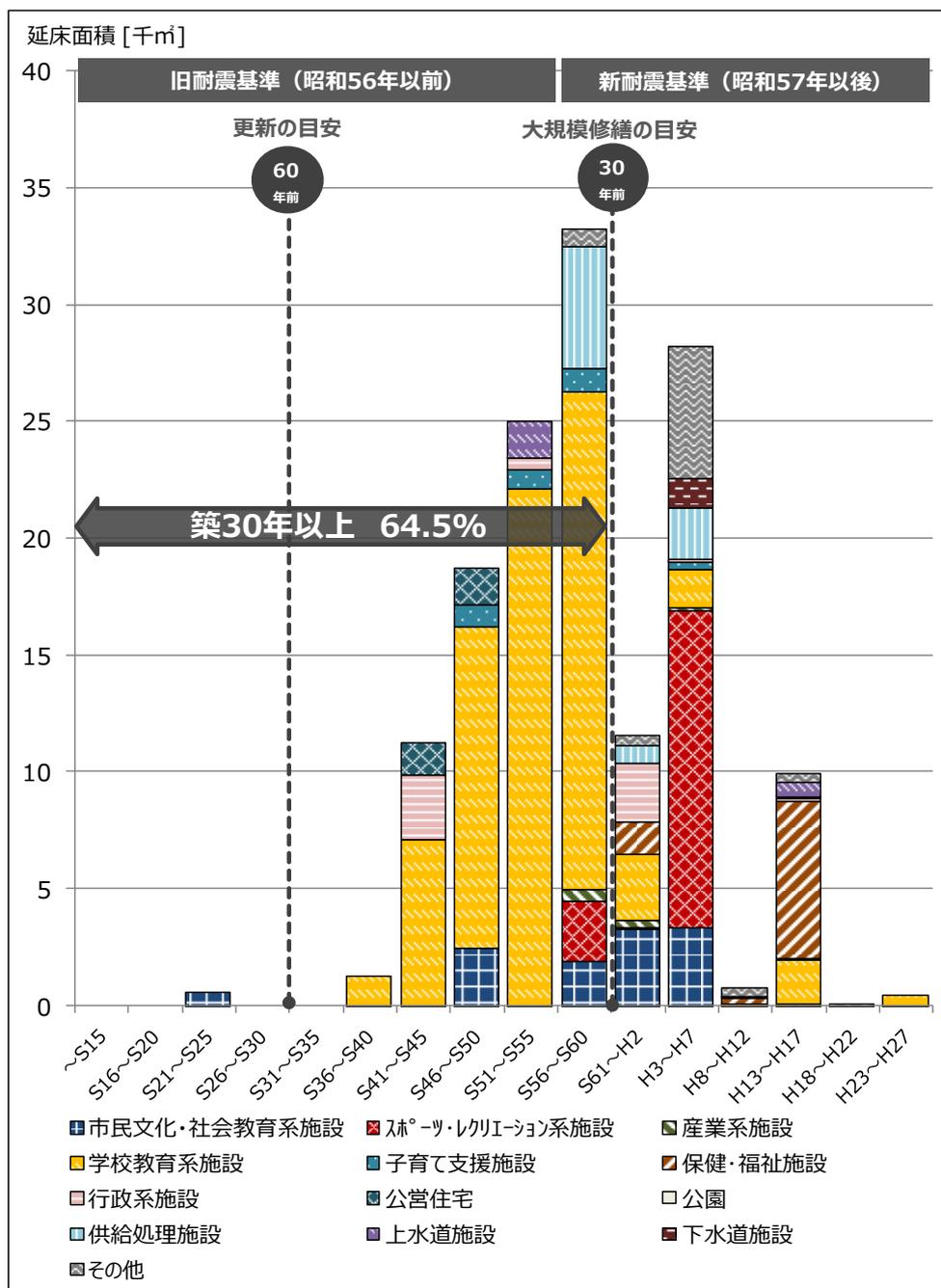


図5 建築物系公共施設の建築年度別延床面積

*1 更新：寿命を迎えた建築物を新たに建替えること

*2 大規模修繕：劣化した建築物全体の性能及び機能を現状或いは実用上支障のない状態まで回復させること

③ 耐震化の状況

建築物系公共施設の耐震基準^(*1)に基づく耐震化の状況を、図6に示します。

分類は、新耐震基準で建築された建物で建築当初から耐震化が確保されている施設、旧耐震基準で建築された建物で耐震診断・耐震改修を経て耐震化が確保された施設を「耐震化施設」とし、旧耐震基準で建築された建物で耐震改修が未実施の施設、耐震診断が未実施の施設を「非耐震化施設」としています。

本市では、これまで幸手市建築物耐震改修促進計画を策定するなどして、旧耐震基準の建物の耐震工事を行ってきました。その結果として、小中学校をはじめ約9割の施設の耐震化が完了していますが、今後は、市役所庁舎を含む6.1%の非耐震化施設への対応とその他施設の長寿命化などを検討していくことが必要となります。

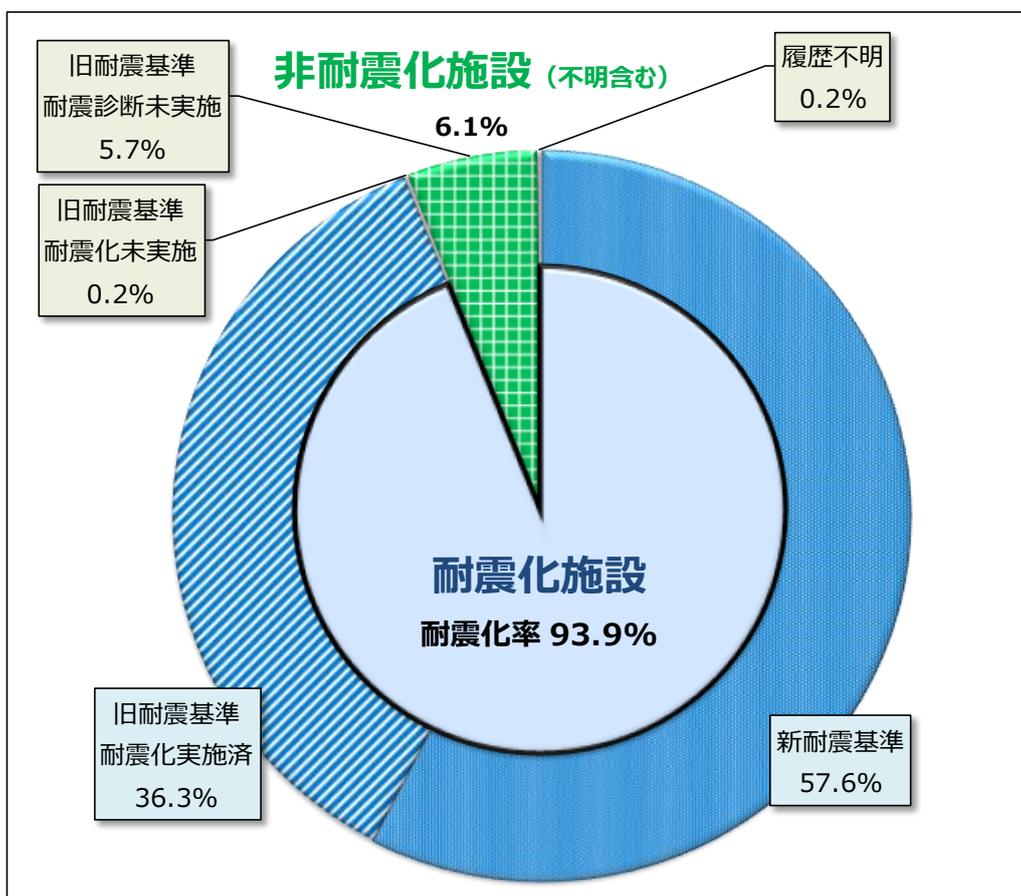


図6 建築系公共施設の耐震化の状況

*1 耐震基準：建築基準法に基づき、建物が地震に耐えるように定められた基準のこと。昭和56年に耐震基準が大きく改訂されたことを受け、昭和56年6月以前に建築された建物を「旧耐震基準」、それ以降の建物を「新耐震基準」として区別している。

(2) インフラ系公共施設の現状

① 総量

本市が保有するインフラ系公共施設の現況を表2に示します。

インフラ系公共施設は、市民の日常生活や経済活動を支える社会基盤であり、個別に計画を策定するなどして、維持管理に努めています。

表2 インフラ系公共施設の現況

種別	総量	
道路	一般道路：	
	実延長合計：	521,268 [m]
	道路面積 道路部：	2,394,848 [㎡]
	自転車歩行者道：	
	実延長合計：	100 [m]
	道路面積 道路部：	400 [㎡]
橋りょう	橋りょう数：	203 [本]
	実延長合計：	1,547 [m]
	橋りょう面積合計：	9,129 [㎡]
	コンクリート橋：	6,970 [㎡]
	鋼橋：	2,159 [㎡]
水路	水路延長合計：	316,657 [m]
上水道	上水道延長合計：	226,935 [m]
	導水管：	8,070 [m]
	送水管：	- [m]
	配水管：	218,865 [m]
下水道	下水道延長合計：	88,222 [m]
	コンクリート管：	22,493 [m]
	陶管：	- [m]
	塩ビ管：	63,068 [m]
	更生管：	949 [m]
	リブ付管(PRP管) ほか：	1,712 [m]
農業集落排水	農業集落排水延長合計：	4,401 [m]
公園施設	都市公園数：	22 [箇所]
	管理対象都市公園合計：	26.8 [ha]
	街区公園：	2.2 [ha]
	近隣公園：	3.9 [ha]
	地区公園：	3.9 [ha]
	総合公園：	10.2 [ha]
	緑道：	3.0 [ha]
	都市緑地：	3.6 [ha]

(平成26年度末現在)

2-2 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本市の人口の見通しについて、市全体の年代別人口の今後の見通しを示します。なお、ここで扱う人口データの実績値については各年の国勢調査を、推計値については、平成27年度「幸手市人口ビジョン」を参照しています。

(1) 総人口及び年代別人口の推移と見通し

市全体の総人口及び年齢3区分別人口^(*)の推移と見通しを図7に示します。

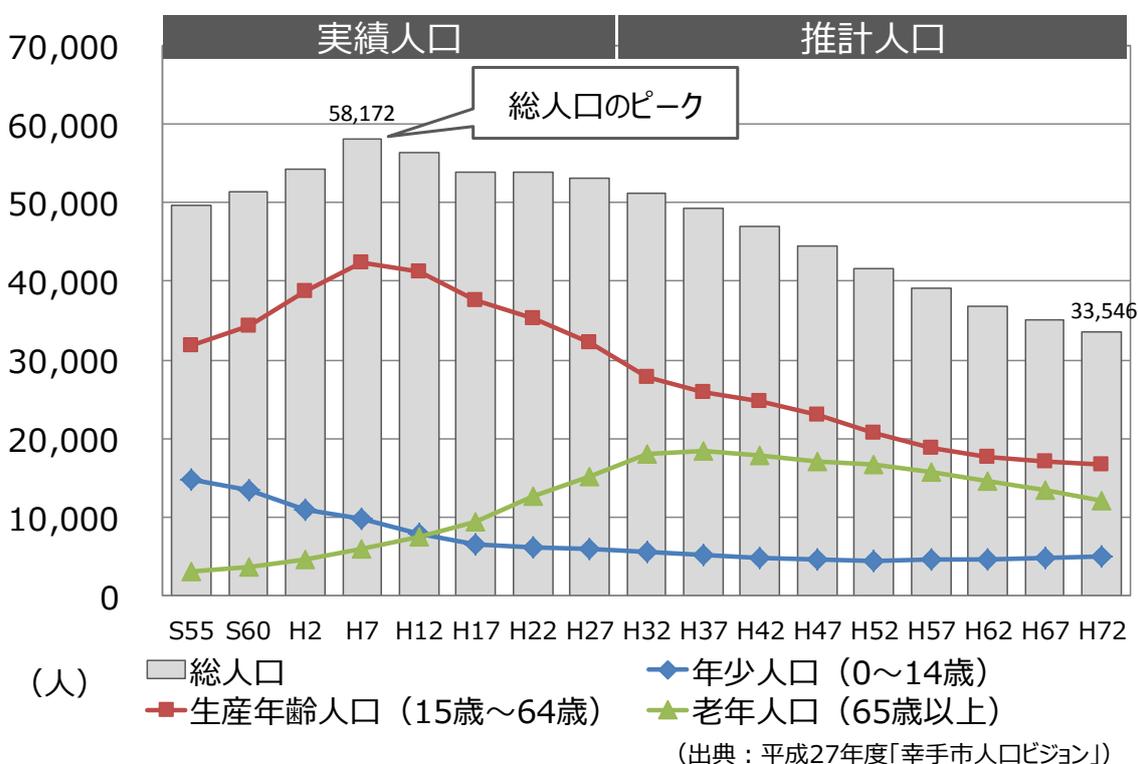


図7 総人口及び年齢3区分別人口の推移と見通し

本市の人口については、昭和47年の幸手団地の完成を機に急激に増加し、昭和56年に5万人を超え、昭和61年に町から市となりました。その後も人口は増え続けましたが、平成7年の約5万8千人をピークに減少を始め、今後も減少傾向で推移することが予測され、平成72年には約3万4千人にまで減少することが予想されます。

年齢3区分別人口についての今後の見通しは、年少人口は減少傾向が続きますが、平成52年を底にその後増加に転じます。また、生産年齢人口についても減少傾向が続きますが、平成67年から総人口に対する割合が上昇します。そして、老年人口は、他の人口割合とは逆に平成37年まで増加傾向が続き、その後減少に転じます。

*1 年齢3区分別人口：総務省統計局の国勢調査において、年代別人口を年少人口（15歳未満人口）、生産年齢人口（15～64歳人口）、老年人口（65歳以上人口）の3つに区分し、集計したもの

2-3 公共施設等の修繕・更新などに係る中長期的な経費の見込み

ここでは、本市の財政状況を示すとともに、現在、所有している公共施設を、すべて現状のまま維持（更新）すると仮定した場合に、今後どれだけの経費がかかるのかを試算し、公共施設の維持に関する財政上の課題等を抽出しました。なお、試算には一般財団法人地域総合整備財団が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト」の試算条件に準じて算出しています。

(1) 本市の財政状況及び将来見通し

① 歳入

本市の歳入の推移を図8、図9に示します。

直近5年間（平成22年度～26年度）の歳入総額は増加傾向にあり、直近の平成26年度では約177億円となっています。内訳では自主財源^(*)の歳入全体に占める割合が50%台前半で推移しています。近年は市税収入が減少傾向を示しており、今後は生産年齢人口^(**)の落ち込みに伴い、更に市税収入が減少していくことが予想されます。

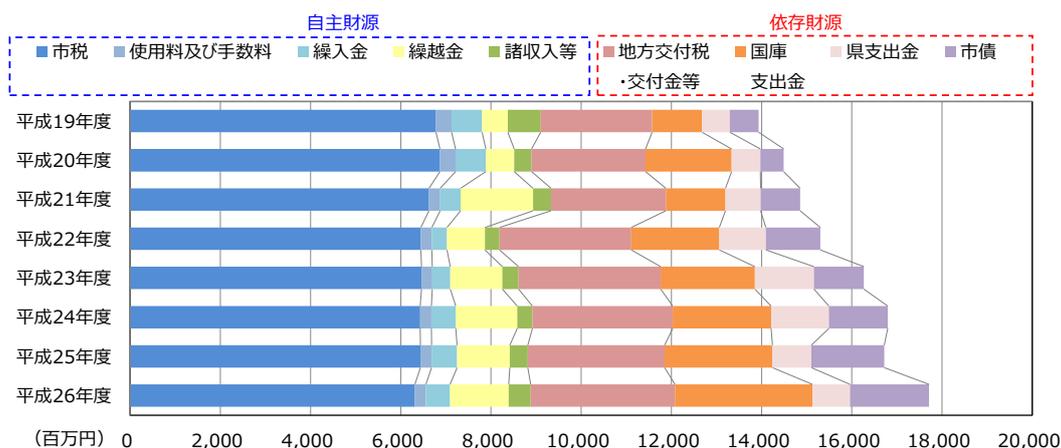


図8 歳入決算額の推移（金額）

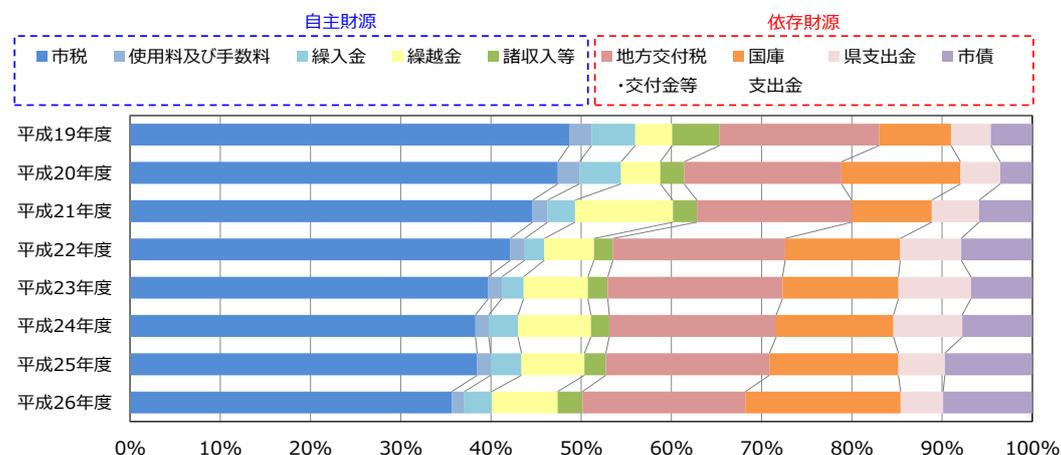


図9 歳入決算額の推移（構成比）

*1 自主財源：地方公共団体が自主的に調達できる財源（市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料など）

*2 生産年齢人口：生産活動の中心となる15歳から64歳までの人口

② 歳出

本市の歳出の推移を図 10、図 11 に示します。

直近 5 年間（平成 22 年度～26 年度）の歳出総額は増加傾向にあり、直近の平成 26 年度では約 170 億円となっています。義務的経費^{(*)1}の歳出に占める割合が近年では 50%を下回り、人件費の抑制効果はでていますが、扶助費^{(*)2}は徐々に増加傾向にあり、平成 26 年度では歳出全体の約 22%を占めています。また、投資的経費^{(*)3}のうち、公共施設の建設や用途取得などに係る普通建設事業費は増加傾向にあります。一方、高齢化に伴う扶助費の増加などが見込まれ、公共施設等への投資的経費が抑制されていくことが予想されます。

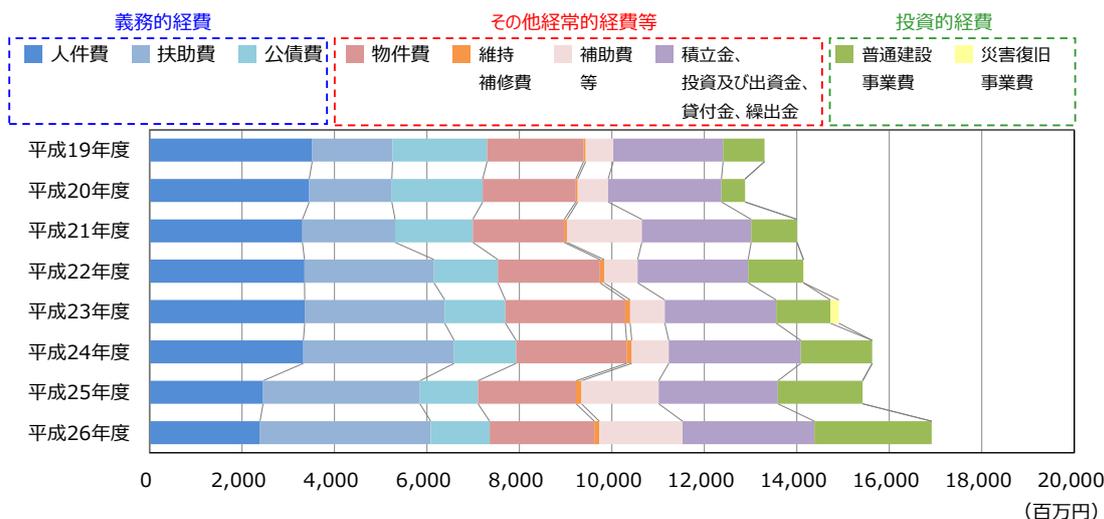


図 10 歳出決算額の推移 (金額)

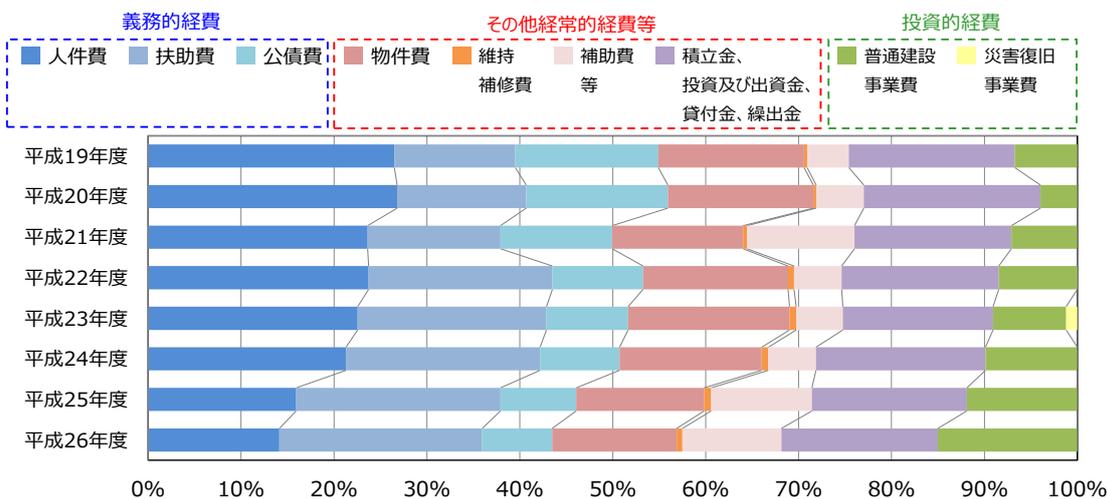


図 11 歳出決算額の推移 (構成比)

*1 義務的経費：歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない経費（人件費、扶助費、公債費）

*2 扶助費：社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者などに対して行政が行う支援に要する経費

*3 投資的経費：支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費

(2) 公共施設等の将来更新費用の推計

本市の建築物系公共施設^(※1)をすべて現状のまま維持した場合に掛かる将来更新費用の推計値を、図 12 に示します。

推計については、一般財団法人地域総合整備財団が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト (ver. 2. 10)」の試算条件に準じて機械的に計算を行っていますので実状とは異なりますが、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間の更新などに係る費用は約 584 億円で、平均すると年間約 14.6 億円かかるという推計結果となりました。

この結果は、公共施設等の建築時期が一時期に集中していることにより、改修及び更新の時期（費用）も一時期に集中することから、公共インフラも含めた計画的な改修・更新の実施により、財政負担の平準化を図らなければならないということ、また、今後、人口の減少が予測されるなかで、公共施設の最適化を検討する必要があるということを示しています。

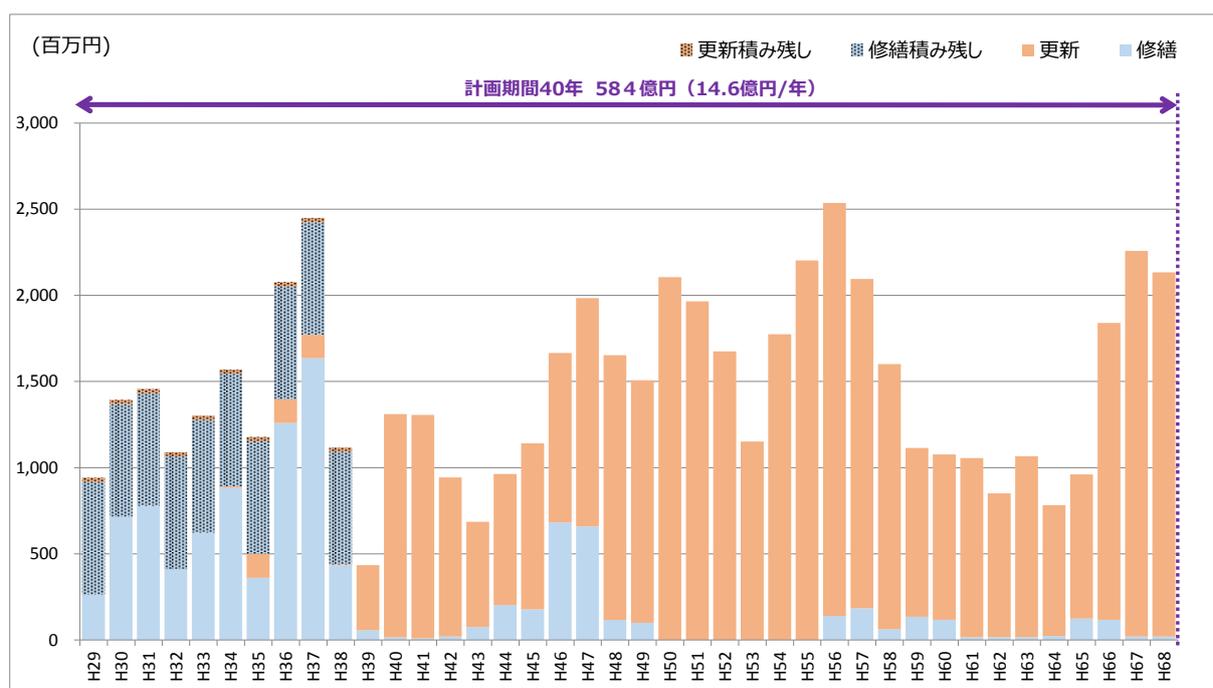


図 12 建築物系公共施設の更新費用の推計

*1 本計画の公共施設の情報は平成 26 年度末時点のものであるが、更新費用の推計においては、平成 26 年度以降に建設された施設等も含めて算出している

(注) 建築物系公共施設の更新費用の試算条件

一般財団法人地域総合整備財団が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト (ver.2.10)」の試算条件に準じて算出を行った。計算条件は以下のとおり。

- 行政財産を対象とし、普通財産やその他については対象としない。
- 建築年が不明の建築物は、対象としない。
- 築 60 年で更新を実施する。
- 築 30 年で大規模修繕を実施する。
- 大規模修繕、更新の積み残しは最初の 10 年間で実施する。
(積み残し：試算時点で更新年数を既に経過し、更新（建替え）しなくてはならないはずの施設が、更新（建替え）できずに残されている状況のこと。)
- 設計から施工まで複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、更新（建替え）については 3 年間、大規模修繕については 2 年間で費用を均等配分する。
- 更新単価、大規模修繕単価は「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（平成 23 年 3 月、自治総合センター）の設定値を適用する。
それぞれの単価は以下の通り。

大分類	中分類	大規模修繕単価	更新単価
市民文化・社会教育系施設	集会施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	図書館	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	博物館等	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	学校	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	幼稚園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	保育所	17 万円/㎡	33 万円/㎡
	幼児・児童施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	高齢福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	障害福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	保健施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
行政系施設	庁舎等	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
上水道施設	上水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
下水道施設	下水道施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	消防施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
	雨水林場	20 万円/㎡	36 万円/㎡
	その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1 計画期間

本計画を推進していく上で必要となる長期的な視点を考慮に入れ、また、公共施設の更新の集中期（ピーク）を包括することを勘案し、計画期間は、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間とします。

なお、今後の上位計画などの見直しや社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

3-2 現状や課題に対する基本認識

本市では平成 26 年度に「幸手市公共施設白書」を策定し、建築物系公共施設の状況を把握するとともに、人口や財政の状況と合わせ、維持管理・大規模修繕・更新についての今後の課題を整理しました。本計画では、インフラ系公共施設を含んだ公共施設等を範囲として再整理を行っています。

(1) 人口構造変化と市民ニーズに合った公共施設等の配置・総量の最適化

本市では、今後の少子高齢化や人口減少の人口構造変化に伴い、現在の公共施設の総量を維持することにより、人口一人あたりの施設更新にかかる費用負担が増加することが予想されます。

このことから、今後は現状の市民サービスの水準を維持・向上しながら、施設更新に係る費用の抑制が求められます。また、人口構造の変化に伴う公共施設等のニーズの変化に適切に対応しつつ、複合化や統廃合などによる公共施設等の総量及び配置の最適化を図ることが重要になります。

(2) 公共施設等の安全・安心と機能性の確保

本市では、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて建築物系施設の整備量が急増し、現在は大規模修繕時期の築 30 年を経過した公共施設が市の施設全体の 6 割を超えています。今後はその割合が更に増加し、施設の老朽化が急速に進行していく状況が見込まれます。また、インフラ系公共施設においても、段階的な老朽化対策が必要となってきます。

今後進行する公共施設等の老朽化に対し、効率的・効果的な大規模修繕や更新を実施し、施設の安全性や耐震性を確保するとともに、必要な用途変更やの機能性を維持しながら長寿命化を図ることにより、「公共施設等を安全・安心に長く使う」施策が重要となります。

(3) 公共施設等の維持管理コスト・更新費用の軽減・平準化

本市では、今後も人口減少と少子高齢化に伴い、税収の減少や社会保障費(扶助費)の増大が続くことが予測されます。こうした状況を踏まえ、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を検討していく必要があります。

3-3 公共施設等アセットマネジメントの基本方針

本計画では、建築物系公共施設については、将来にわたり、持続可能で利便性の高い公共サービスを提供できるよう施設のあり方を検討するとともに、今ある施設の統廃合や、新規の施設整備を極力抑制し、公共施設の総量の適正化を推進することを基本方針とします。また、インフラ系公共施設については、市民生活や経済活動を支える社会基盤であるとともに、大規模災害時などには、救援や災害復旧などにおいても重要な施設となることから、新規整備と改修や更新を合わせた計画にするなど、効率的・効果的な設備投資を行うことを基本方針とします。

本市は、「公共施設等アセットマネジメント」に関する基本方針を以下に定めて推進していきます。

(1) 公共施設等アセットマネジメントに関する基本的な考え方

まちづくりの基本理念と将来像を踏まえた 公共施設等アセットマネジメント

「幸手市総合振興計画」の基本構想との整合を図り、市民が快適に暮らすことができる生活環境が実現できるよう、市の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や規模をめざします。

(2) 建築物系公共施設に関する基本方針

① 人口構造変化や規模に応じた施設総量の削減

将来において、人口減少や支出が可能な財源規模を考慮し、今後40年間で総延床面積を30%削減することを目標とします。

② 新規整備の抑制と施設運営の効率化

今ある施設の長寿命化や有効活用を図ることで、新規整備を極力抑制するとともに、施設の維持管理に係るコストを縮減し、効率的・効果的な施設運営を行います。

③ 施設の集約化・複合化と市民サービスの維持・向上

施設の集約化・複合化により、施設の利用率・稼働率の向上を図るとともに、市民サービスの水準の維持・向上を図ります。

(3) インフラ系公共施設に関する基本方針

① 予防保全・長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減

これまでの劣化した箇所を補修する事後保全型から劣化が進む前に補修する予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長寿命化を推進することで、更新などの費用の抑制・平準化を図り、ライフサイクルコストの縮減をめざします。

② インフラ未普及地区や市民ニーズへの対応

未普及地区への対応を段階的に実施するとともに、安全・安心で快適な社会基盤となるべく、必要な機能を確保できるよう効率的・効果的な整備投資を推進します。

3-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

前節の公共施設等アセットマネジメントの基本方針を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方について以下に整理します。

(1) 点検・診断などの実施方針

① 建築物系公共施設

大規模修繕の目安である築30年を経過した公共施設が市の施設全体の6割を超えており、建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが急務となっています。

法定点検^(*1)と自主点検^(*2)を組み合わせることで実施することにより、建築物や設備の機能維持を図ります。

② インフラ系公共施設

定期的な点検のほか、必要に応じた詳細点検を行い、結果をデータベース化して管理します。また、点検・診断・措置・記録といったメンテナンスサイクルを構築し、常に施設の状況を把握できる環境を整えます。

(2) 維持管理・修繕・更新などの実施方針

① 建築物系公共施設

前述の点検・診断などの結果に基づき、経済性、効率性、安全性に留意して、計画的な予防保全型の維持管理及び大規模修繕を行います。また、施設利用者の声を

*1 法定点検：建築物や設備についての法令により定められている点検のこと

*2 自主点検：施設管理者が自主的に行う点検のこと

踏まえて、可能な限り、快適性・機能性の向上を図ります。

施設の更新にあたっては、適正な施設規模を検討するとともに、施設の集約化、複合化、民間施設の活用、統合・廃止などを検討し、効率的かつ適切な施設配置をめざします。

② インフラ系公共施設

前述の点検・診断などの結果に基づき、損傷状況や修繕履歴などを的確に把握し、長寿命化計画や維持管理方針に沿って、整備の優先順位を明確化し、優先度に応じた計画的な維持管理及び更新を図ります。

(3) 安全確保と耐震化の実施方針

① 建築物系公共施設

施設を継続して安全・安心に利用できるよう、定期的な点検と適切な維持管理を行い、安全確保を図ります。供用を廃止した施設は、老朽化などによる施設の危険度を踏まえて活用方法の判断をします。また、「幸手市建築物耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な市有建築物については、目標となる耐震化率を確保していきます。

② インフラ系公共施設

市民の日常生活や経済活動を支える社会基盤として、安全・安心に利用できるよう、定期的な点検と適切な維持管理を行い、安全確保を図ります。また、災害時には特にその早期の復旧が重要となるため、「幸手市地域防災計画」に応じた計画的な施策を推進していきます。

(4) 長寿命化の実施方針

① 建築物系公共施設

施設の老朽化状況、耐震化状況などを考慮し、ライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を長寿命化実施の対象とします。長寿命化に際し、定期点検や予防保全の結果を踏まえて改修を計画的に実施することにより、施設の劣化の進行を遅らせ、施設の機能を長期間にわたり保持していくことで、維持管理・更新費用の抑制と平準化を図ります。

② インフラ系公共施設

インフラ系公共施設で個別の施設計画が策定されている、橋りょう（「幸手市橋

梁長寿命化修繕計画)、上水道(「幸手市水道ビジョン」、公園(「幸手市公園施設長寿命化計画)」については、定期的な見直しを行いながら各計画に沿った長寿命化などの施策を進めていきます。また、その他の施設については、施設特性や緊急度、重要性を検討し、安全・安心に長く利用できる長寿命化の施策を行い、機能の維持と更新費用の抑制に努めます。

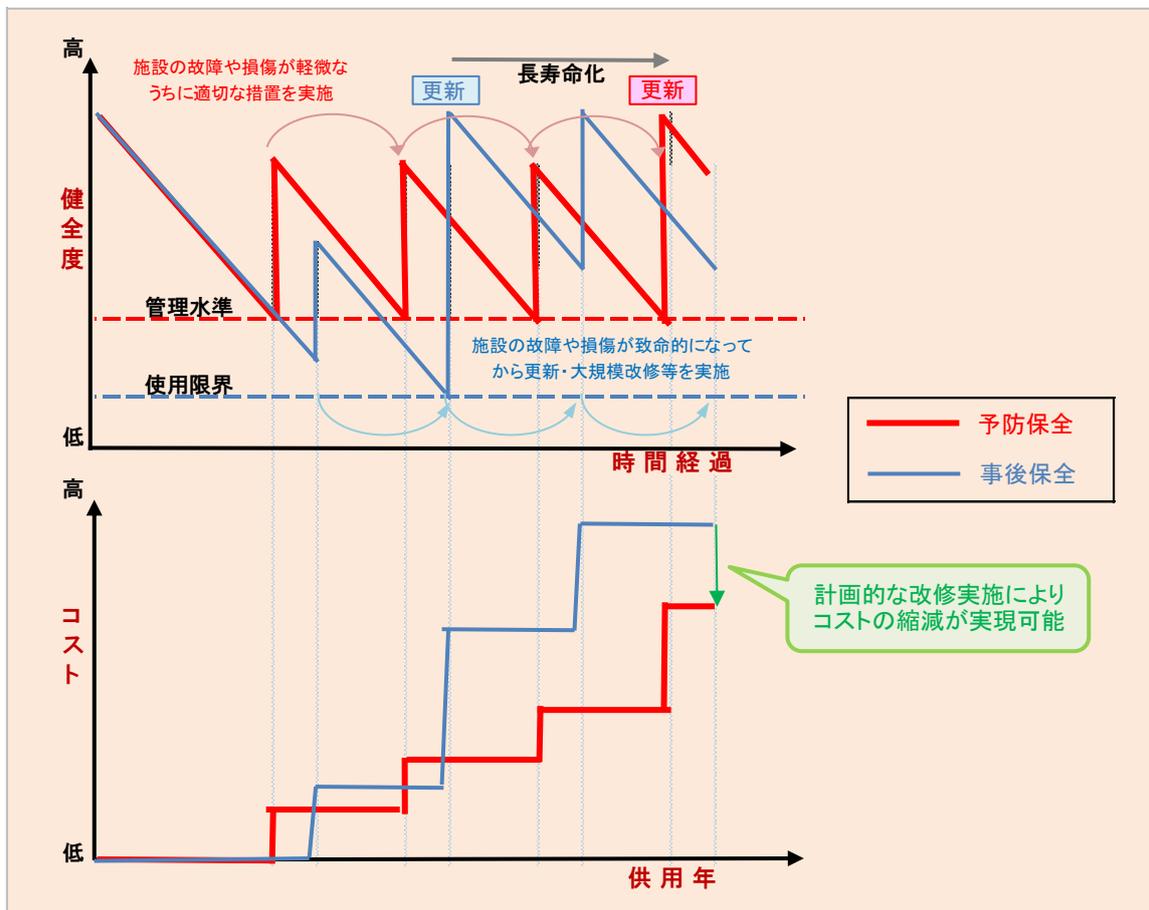


図 13 建築物系施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減 (イメージ)

(5) 統合や廃止の推進方針

① 建築物系公共施設

施設の統合や廃止については、人口動向、財政状況、社会状況や市民ニーズの変化、現存施設の稼働状況などを踏まえ、検討をする必要があります。そのため、施設の機能・規模に見合った需要が見込めない場合は、他の行政目的への転用を図るほか、老朽化の状況を勘案のうえ、周辺施設との複合化や施設の統廃合を進めます。また、民間活用が可能なものについては、民間への移管などを進めます。

② インフラ系公共施設

インフラ系公共施設では、施設の長寿命化を基本とし、社会情勢や市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて適正な整備を図ります。

方法	内容	イメージ
集約化	ニーズや利用状況などを踏まえ、同一用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
複合化	施設の利用状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異なる用途の施設と複合	
民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用	
類似機能の統合	設置目的は異なるものの、機能が似通っている複数施設について統合	
実施主体や管理運営主体の変更	施設規模や運営形態などを踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ変更	

図 14 建築物系施設の主な施設再編手法（イメージ）

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 全庁的な取組体制の構築

これまで公共施設等の維持管理や情報管理については、施設を所管する部署ごとに集約してきました。これからは、図 15 のような全庁的な取組体制を構築し、全体最適化の視点で、公共施設等アセットマネジメントを推進していきます。

マネジメント組織としては、「幸手市公共施設等アセットマネジメント推進会議」を推進体制の中核に置き、下部組織として「建築物系公共施設活用推進部会（仮称）」

及び「インフラ系公共施設活用推進部会（仮称）」を設置し、全庁的な合意形成を図ります。

庁内横断的な検討を行うため、総務部の政策調整課と財政課が連携し、本計画の進行管理や公共施設等についての一元的な情報管理・集約を図ります。また、公共施設の効率的・効果的な活用の施策にあたり、事業の優先順位を検討の上、長寿命化・予防保全・大規模修繕・更新などに係る予算の調整を図ります。

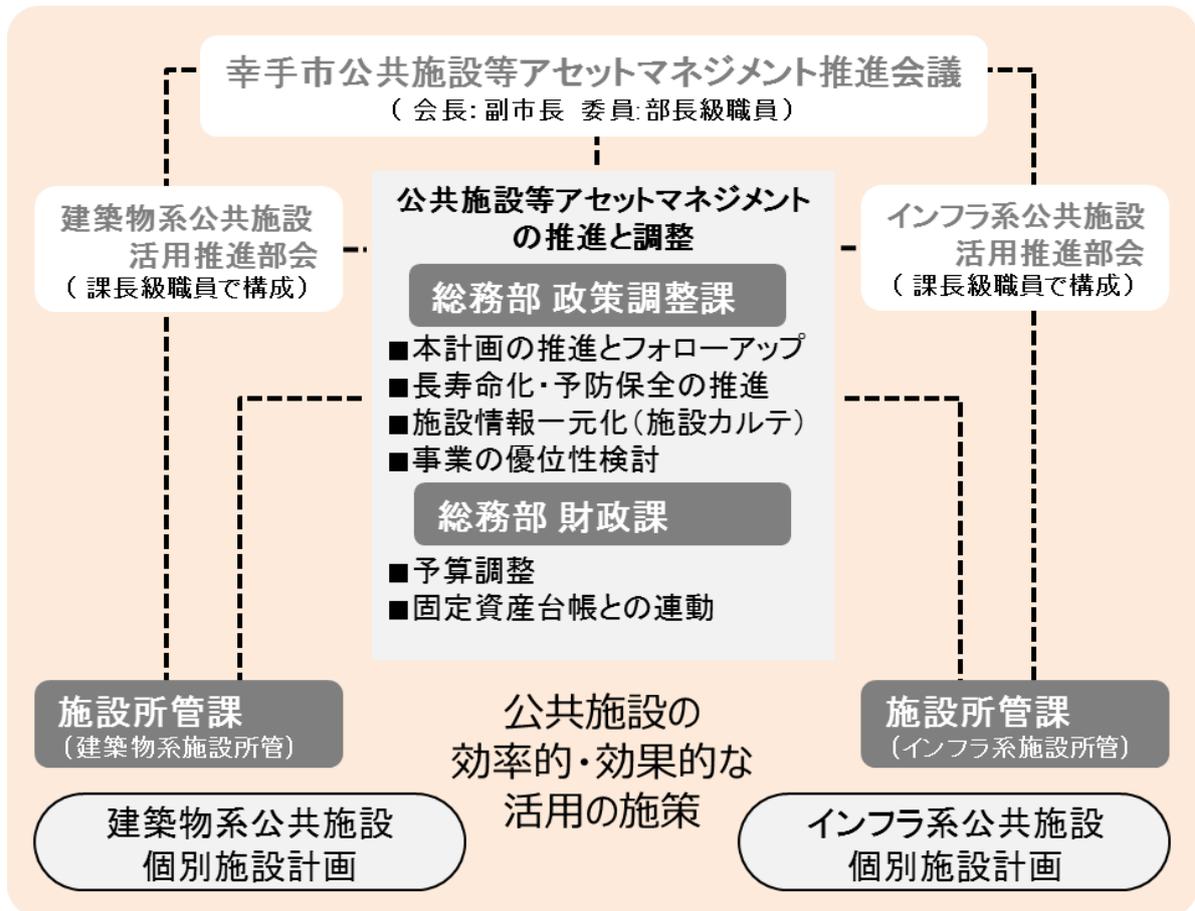


図 15 公共施設等アセットマネジメント推進体制

② 職員のマネジメント意識の向上とスキルアップ

本市の職員一人ひとりが、公共施設等の現状や本計画の策定意義などを十分理解し、施設総量の最適化や維持管理の重要性など、公共施設等アセットマネジメント意識の向上を図っていくことが重要となります。

具体的には、先進自治体の事例把握、有識者による講演、点検・診断技術を向上するための研修などにより、持続的で満足度の高い市民サービスのための創意工夫や、施設の維持管理における保全的な意識づけを図ります。

③ 市民・事業者との協働体制の構築と情報共有方策

公共施設等が直面している様々な課題を解決するためには、市民や事業者との協働の取り組みを推進し、情報を共有化することが重要となります。

公共施設等アセットマネジメントは、今後、予想される人口減少を見据え、公共施設の機能の見直しや再編、集約など、時代の変化に応じたまちづくりのあり方につながる重要な方針になるため、本計画に関連する情報については、市民に適宜公表していくほか、市民と行政が一体となってこの問題に取り組んでいく仕組みを検討します。また、事業者による民間活力の導入による効果が期待できる施設については、指定管理者制度^(*1)、PPP^(*2)/PFI^(*3)などの活用を更に推進し、事業の効率化や市民サービスの維持・向上を図ります。

④ 市域を超えた広域的な連携体制の構築

多くの自治体で厳しい財政状況となっているなか、今後は自団体のみで施設を保有し、市民サービスを展開していくことが難しくなることも予想されます。

本市では、より質の高い公共サービスが受けられることを目的として、隣接した久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町で構成される「田園都市づくり協議会」により、公共施設の相互利用協定を結んでいます。引き続き既存の枠組みを活用しながら、今後も広域的視野を持ち、近隣自治体との共同施設運営や大学との包括連携協定など、市民サービスの向上と施設運営に係る費用抑制に向けた検討を行います。

*1 指定管理者制度：平成 15 年の地方自治法の改正に伴い、管理委託制度に代わって新設された制度で、多様化する住民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービス向上や経費削減などを図ることを目的としたもの

*2 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）の略称で、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度やPFIも含まれる。

*3 PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法

3-5 フォローアップの実施方針

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 68 年度までの 40 年間です。本計画を着実に進めていくためには、最上位計画である「幸手市総合振興計画」の策定期間や、施設情報の更新時期などに合わせ、一定の周期で計画の見直しを行っていくことが重要となります。

本市におけるフォローアップの実施方針としては、図 16 に示す PDCA サイクルによる考え方により実施していきます。

「PLAN (計画)」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の見直しを行い、「DO (実施)」では、本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積などによる情報管理を庁内横断的に実施します。また、その後も「CHECK (検証)」として、施設情報(施設カルテ)の活用などにより定期的に評価・検証を行い、「ACTION (改善)」では、評価・検証の結果に応じた効率的・効果的な施策を実施します。

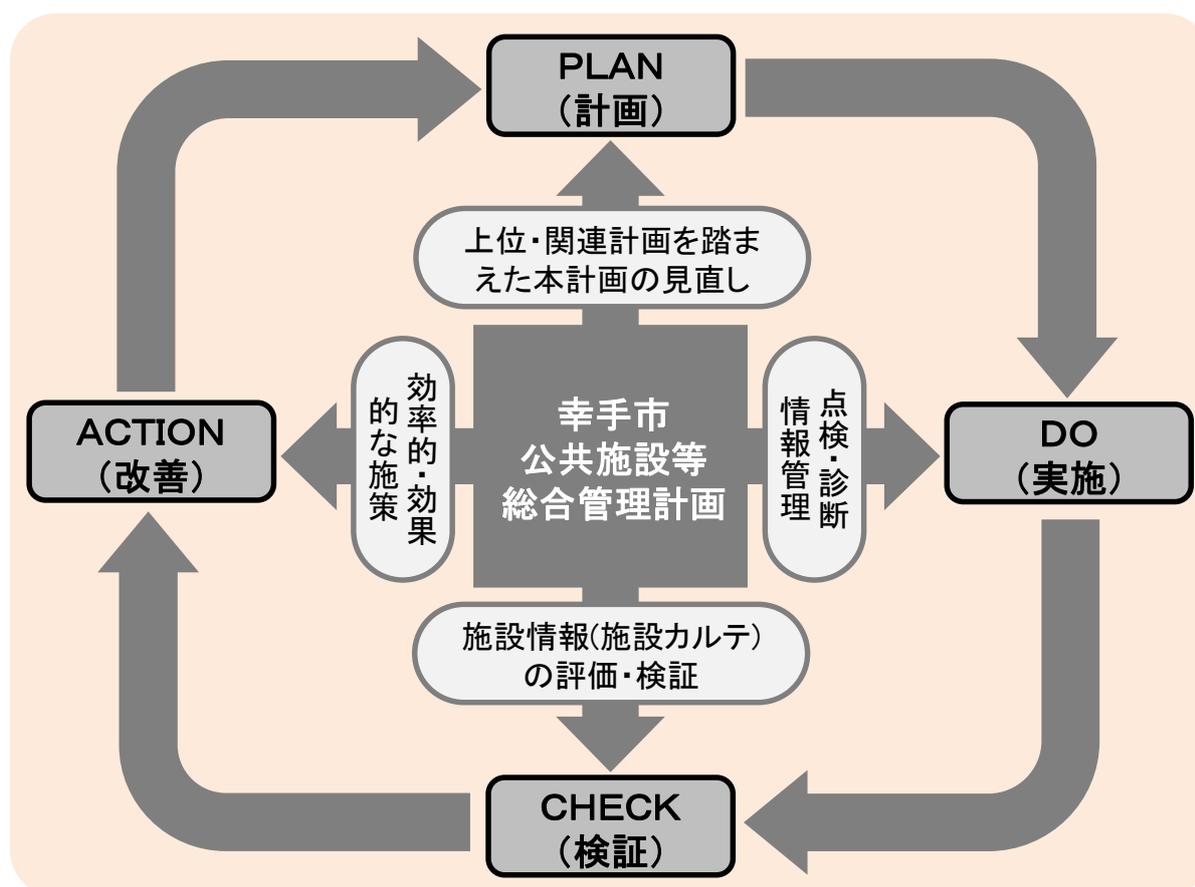


図 16 フォローアップの実施方針イメージ

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1 建築物系公共施設

建築物系公共施設の施設類型ごとの管理の基本方針を以下に示します。

施設類型ごとに、ストック、サービス、コストの3つの視点から施設のおもな現状と課題について整理し、また、今後の方針について記載しています。

(1) 市民文化・社会教育系施設（コミュニティセンター、公民館、図書館など）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 耐震化のための補強工事は既の実施済みです。 イ 民具資料館は、資料の展示・収蔵を行っていますが、築 60 年以上が経過し、耐用年数を過ぎていることから、耐震性の確保が課題です。
サービス	ア コミュニティセンター、図書館は、近隣 4 市 2 町（幸手市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）での相互利用による広域連携が図られています。 イ 各公民館では、各館の活性化を図るとともに地域の特色を活かしたまちづくりをサポートするため、平成 28 年度から地区市民センターを併設しました。 ウ 市民の地域学習や生涯学習利用に寄与するため、市史編さん事業で収集した古文書などの資料や民具資料、歴史的公文書などを保存公開する施設として郷土資料室の開設を準備中です。 エ 市民の文化的な活動を支える拠点施設として、施設の改修や設備の見直しなど、市民ニーズを踏まえた維持管理を進めていく必要があります。
コスト	ア 施設の維持管理・運営は、直営のほか、指定管理者制度により行っています。 イ 施設の利用に際しては、利用者から使用料を徴収しています。

② 今後の方針

- ア コミュニティセンター及び図書館については、指定管理者制度の継続等により、市民サービスの向上と効率的な運営を図っていきます。
- イ 公民館は、社会教育活動の場であるとともに、それぞれの施設に応じた市民の交流の場として活用されるよう維持管理・運営を図ります。
- ウ 予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などにより維持管理・運営コストの縮減を図ります。
- エ 長期的な視点において、社会情勢の変化や、地域の実情、施設利用の実態に応じて、他施設への機能移転や、統廃合などによる施設総量の適正化を検討します。

(2) スポーツ・レクリエーション系施設（アスカル幸手、武道館、野球場など）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 全ての施設で新耐震基準を満たしています。
サービス	ア 一部の施設を除いて、近隣4市2町（幸手市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）での相互利用による広域連携が図られています。 イ 市民のスポーツ活動を支える拠点施設であることから、市民ニーズを踏まえた維持管理を進めていく必要があります。
コスト	ア 指定管理者制度を導入し、維持管理・運営を行っています。（一部施設除く） イ 施設の利用に際して、利用者から使用料を徴収しています。（一部施設除く）

② 今後の方針

- ア 指定管理者制度の継続等により、適切な維持管理・運営を行うと共に、市民サービスの向上と経費の削減などを図ります。
- イ 予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などにより維持管理・運営コストの縮減を図ります。
- ウ 長期的な視点において、社会情勢の変化や、地域の実情、施設利用の実態に応じて、他施設への機能移転や、統廃合などによる施設総量の適正化を検討します。

(3) 産業系施設（勤労福祉会館、市営釣場管理棟など）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 全ての施設で新耐震基準を満たしています。
サービス	ア 利用率・利用者数は、近年一定の水準で推移しています。 イ 市民の活動を支える拠点施設として、施設の改修や設備の見直しなど、市民ニーズを踏まえた維持管理を進めていく必要があります。
コスト	ア 施設の維持管理・運営は、直営のほか、民間委託や指定管理者制度により行っています。 イ 指定管理者による納入金があります。また、施設の利用に際し、利用者から使用料を徴収しています。 ウ 農業集落排水処理場(外国府間・高須賀外野地区)及び勤労福祉会館は、修繕費を含む維持管理にかかる経費がかかっており、経費の抑制・縮減が今後の課題です。

② 今後の方針

- ア 市民ニーズを踏まえ適切な維持管理・運営に努めます。
- イ 予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、指定管理者制度やPFI/PPP制度などの管理運営体制の検討、設備における省エネ技術の導入など、維持管理・運営コストの縮減を図ります。
- ウ 長期的な視点において、社会情勢の変化や、地域の実情、施設利用の実態に応じて、他施設への機能移転や、統廃合などによる施設総量の適正化を検討します。

(4) 学校教育系施設（小・中学校、幼稚園）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 小・中学校は、既に全ての施設で必要な耐震診断や耐震改修済です。 イ 吉田幼稚園は、築 50 年以上を経過しています。
サービス	ア 児童・生徒数は、近年、行幸小学校や西中学校などで増加傾向にあります。 イ 吉田幼稚園の園児数は、近年減少傾向にあります。
コスト	ア 全ての施設で、老朽化による設備の故障などの修繕費が毎年かかっています。 イ 今後も施設や設備の老朽化が進むことから、継続的な改修事業などによる費用の増大が今後の課題です。

② 今後の方針

ア 小・中学校は、施設の老朽化に伴い、学校生活に支障の恐れのある個所から順次改修を行います。また、校舎・体育館・トイレ等は、大規模改修の実施を順次進めます。

イ 吉田幼稚園は、園舎の耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、建物の安全性を確保するため、補強工事を実施します。

ウ 今後も予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、設備における省エネ技術の導入などにより維持管理コストの縮減を図ります。

エ 長期的な視点において、少子化社会における人口動向や地域の年齢構成を考慮した適切な施設配置や、統廃合、複合化などによる総量の適正化を検討します。

(5) 子育て支援施設（保育所、児童館、放課後児童クラブ室など）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 市内3か所の保育所は、いずれも築30年以上を経過しています。 イ その他の施設では、旧耐震構造の施設もありますが、既に全ての施設で必要な耐震診断や耐震改修を済ませています。
サービス	ア 保育所の利用率は、近年一定の水準で推移しています。 イ 子育て支援施設は、少子化社会における人口動向や地域の年齢構成を考慮した適切な施設配置について検討していく必要があります。
コスト	ア 全ての施設の管理運営形態は、直営となっており、保育料などの収益があります。 イ 特に老朽化が進む保育所では、維持管理経費の増大が今後の課題です。

② 今後の方針

- ア 第2保育所は、良好な保育環境を提供するため、平成28年度に建築工事を行い、平成29年度に開所します。また、旧施設は解体し、地権者に敷地を返還する予定です。
- イ 予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、PFI/PPP制度などの管理運営体制の検討や設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などにより維持管理・運営コストの縮減を図ります。
- ウ 長期的な視点において、少子化社会における人口動向や地域の年齢構成を考慮した適切な施設配置や、統廃合、複合化などによる総量の適正化を検討します。

(6) 保健・福祉施設（ウェルス幸手、老人福祉センター、自立支援施設など）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 保健・福祉施設は、老人福祉センターが築 30 年を経過しますが、全ての施設が新耐震基準を満たしています。
サービス	ア 老人福祉センター及び保健福祉総合センター（ウェルス幸手）は、近隣 4 市 2 町（幸手市、久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）での相互利用による広域連携が図られています。 イ 保健・福祉施設の利用者数・利用率とともに、近年一定の水準で推移しています。 ウ 市民の意識としても、高齢化社会を背景として保健・福祉施設の役割は重要度が増していくことが考えられ、市民ニーズを踏まえつつ更なるサービスの充実を図っていく必要があります。
コスト	ア 直営の老人福祉センター以外の施設は、民間委託または指定管理者制度により、維持管理・運営を行っています。 イ 保健福祉総合センター(ウェルス幸手)は、施設の利用に際して、利用者から使用料を徴収（一部は無料）していますが、維持管理にかかる経費が近年増加傾向にあり、経費の抑制・縮減が今後の課題です。

② 今後の方針

- ア 自立支援施設は、指定管理者制度の継続等により施設の維持管理や事業運営を実施していきます。
- イ 保健福祉総合センター（ウェルス幸手）は、建物や機械設備などの維持管理を年次計画に基づき、民間委託により一括的に管理していきます。
- ウ 予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、PFI/PPP 制度などの管理運営体制の検討、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などにより維持管理・運営コストの縮減を図ります。
- エ 長期的な視点において、社会情勢の変化や、地域の実情、施設利用の実態に応じて、他施設への機能移転や、統廃合などによる施設総量の適正化を検討します。

(7) 行政系施設（幸手市庁舎）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 幸手市庁舎は築 50 年近くが経過し、耐震強度が目標値に達していない、各種設備の老朽化が著しいなど、更新などの方針を検討する時期に来ています。
サービス	ア 利用時間、サービスの充実、他施設との連携など、市民が利用しやすい施設環境を整えていく必要があります。
コスト	ア 幸手市庁舎は、維持管理にかかる費用が毎年、一定の水準でかかっています。

② 今後の方針

- ア 幸手市庁舎は、利用者の安全確保を図るとともに、災害時の拠点施設としての機能を確保する必要があることなどから、更新についての調査・検討を行います。
- イ 幸手市庁舎などは、各設備の維持管理や案内・清掃業務などを一体的に業務委託することにより、効率的な維持管理・運営を行うとともに衛生環境の確保を図ります。
- ウ 長期的な視点において、社会情勢の変化や、地域の実情、施設利用の実態に応じて、他施設への機能移転や、統廃合などによる施設総量の適正化を検討します。

(8) 公営住宅（市営住宅）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 市営住宅は、新耐震基準を満たしてはいますが、築 50 年近くが経過し、経年劣化による建物の傷みが多く見られ、更新や長寿命化を検討する時期に来ています。
サービス	ア 市営住宅の入居率は、近年減少傾向にあります。
コスト	ア 市営住宅の管理運営形態は、直営です。また、維持管理にかかる費用は、近年減少傾向にあります。 イ 家賃収入は、入居者の減少に伴って、近年やや減少傾向にあります。

② 今後の方針

ア 市営住宅は、住民の安全性確保や住環境を考慮し、計画的な改修工事を実施し、長寿命化を図ります。

イ 施設利用の実態に応じて、適正な供給目標量や管理運営方法など、施設の今後のあり方を検討します。

(9) 公園（公衆便所、倉庫など）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 公園（倉庫・便所）は、幸手総合公園倉庫・便所が、旧耐震構造となっており、必要な耐震診断や耐震改修の実施も不明な状況ですが、その他の施設は、新耐震基準を満たしています。
サービス	ア 利用実態の把握に努めるとともに、公園施設そのもののサービスと合わせ、市民ニーズに合致した施設として管理、運営していく必要があります。
コスト	ア 指定管理者制度により、維持管理・運営を行っています。

② 今後の方針

ア 「幸手市公園施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などを検討し、維持管理・運営コストの縮減を図ります。

(10) 供給処理施設（ひばりヶ丘桜泉園、最終処分場など）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設は、平成 26～27 年度にかけて基幹的設備の改良工事を実施しました。築 30 年以上が経過し、旧耐震構造のままですが、同工事の中で、耐震性能は問題ないとの結果が出ています。それ以外の施設は、一部で新耐震基準を満たしています。
サービス	ア 供給処理施設は、その用途に合わせ市民に適切なサービスの提供を行っています。 イ ひばりヶ丘桜泉園は、市内のし尿及びごみ処理、資源物及び廃棄物を保管する施設です。
コスト	ア 香日向汚水処理場は、通常の運転管理は地区管理組合にて、施設の改修等は直営にて維持管理を行っています。最終処分場は民間委託、ひばりヶ丘桜泉園は全般的には直営ですが、一部の施設を委託にて維持管理を行っています。 イ ひばりヶ丘桜泉園は、手数料などの一定の収入が毎年ありますが、修繕費を含む維持管理にかかる経費が近年増加傾向にあり、経費の抑制・縮減が今後の課題です。

② 今後の方針

- ア 香日向汚水処理場は、「第 5 次幸手市総合振興計画」の実施計画に基づき、同施設を良好に維持するための点検・補修を実施する予定です。なお、香日向汚水処理場の対象区域が公共下水道に接続された後は、同処理場を廃止します。
- イ ひばりヶ丘桜泉園は、施設の長寿命化を図るために、耐震診断などを実施し、その結果を踏まえて必要な改修を実施する予定です。
- ウ 予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、維持管理・運営コストの縮減を図ります。
- エ 施設の運営を高度化・効率化する観点から、民間の資本・ノウハウの導入策について検討します。

(11) 上水道施設（第一浄水場、第二浄水場）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 第一浄水場・第二浄水場ともに、今後、法定耐用年数を超える設備があり、その後も増加が見込まれるため、可能な限りこれら設備を延命使用してから計画的に更新を行う必要があります。
サービス	ア 浄水場は、市民に安心して安全な水を供給する施設です。
コスト	ア 人口減少、節制機器の普及により、水道収益が年々減少傾向にありますので、更なる経費の抑制・縮減が今後の課題です。

② 今後の方針

ア 浄水処理場は、「幸手市水道ビジョン」に基づき、順次計画的に更新工事を実施します。

イ 予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、維持管理・運営コストの縮減を図ります。

(12) 下水道施設（幸手汚水中継ポンプ場）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 幸手汚水中継ポンプ場は、築 20 年以上が経過していますが、新耐震基準を満たしています。
サービス	ア 幸手汚水中継ポンプ場は、市の公共下水道汚水を流域下水道 ^(※1) に流入させるための施設です。
コスト	ア 幸手汚水中継ポンプ場は、民間委託により、維持管理を行っています。 イ 幸手汚水中継ポンプ場は、使用料などの一定の収入が毎年あります。修繕費が近年増加しており、更なる経費の抑制・縮減が今後の課題です。

② 今後の方針

- ア 幸手汚水中継ポンプ場は、今後も民間委託し、既設污水管渠などとともに適切な維持管理を行っていきます。
- イ 予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、維持管理・運営コストの縮減を図ります。
- ウ 施設の運営を高度化・効率化する観点から、更なる民間の資本・ノウハウの導入策などを検討します。

*1 流域下水道：二つ以上の市町村の下水を処理するために都道府県が設置する下水道。

(13) その他の施設（消防施設、雨水ポンプ場など）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 旧保健センターなど一部の施設が旧耐震基準に基づく建築物となっており、耐震性の確保が課題となっています。また、建築年不明の施設も存在しています。
サービス	ア 旧消防署東分署及びひばりヶ丘工業団地管理棟は、現在使用していません。 イ 旧香日向小学校の跡地の一部（校舎 1 階の一部及び 2～4 階部分）については、平成 26 年 4 月から幸手看護専門学校として開校しています。また、残りのスペースについては、幸手市立図書館「香日向分館」（平成 27 年 2 月に新設）及び幸手西地域包括支援センター（平成 27 年 3 月に西公民館内から移転）として活用しています。 ウ （社）シルバー人材センターは平成 28 年度から、旧保健センターにおいて事業活動を行っています。
コスト	ア 雨水ポンプ場の設備にかかる維持管理費用が毎年かかっています。

② 今後の方針

- ア 耐震性能に不安を抱える施設については、早急に耐震診断及び耐震改修を実施することを検討します。
- イ 予防保全による長寿命化を推進し、修繕コストの縮減に努めつつ、指定管理者制度や PFI/PPP 制度などの導入や、設備における省エネ技術の導入、新たな運営財源の確保などにより維持管理・運営コストの縮減を図ります。
- ウ 長期的な視点において、社会情勢の変化や、地域の実情、施設利用の実態に応じて、他施設への機能移転や、統廃合などによる施設総量の適正化を検討します。
- エ 雨水ポンプ場は、市街化区域内で頻発する河川や内水の氾濫に対処するため、強制排水を行えるよう施設の維持管理を実施するとともに機能の強化を図ります。
- オ 市内にある幸手市消防署及び西分署は、現在、埼玉東部消防組合消防局の所有物となっていますが、建物を更新する際は市が負担金を支払うことになります。

4-2 インフラ系公共施設

インフラ系公共施設の施設類型ごとの管理の基本方針を以下に示します。

施設類型ごとに、ストック（施設の配置状況を含む供給状況と老朽化状況）、コスト（維持管理にかかる費用）の2つの視点から施設の現状と課題について整理し、また、今後の方針について記載しています。

(1) 道路

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 市道は、516.19 キロメートルの実延長があり、道路付属物を含めた道路施設は、今後、老朽化が進んでいくため、補修・更新が必要となります。 イ 市道の舗装率は80.1%です。
コスト	ア 道路施設の長寿命化により、維持管理費の縮減や平準化を図るため、予防保全型の維持管理が必要になります。

② 今後の方針

ア 安全確保のため、道路及び工作物の適宜修繕を行い、維持管理の徹底を図るとともに、完全舗装化をめざします。

イ 従来の事後的な補修・更新から、定期的な点検及び計画的な補修・更新などを行う予防保全型の維持管理に転換を図り、道路施設の長寿命化や補修・更新に係る費用の縮減と平準化を図ります。

ウ 国土交通省の「道路トンネル定期点検要領」（平成26年6月）に基づき、道路施設の点検、診断、措置、記録・評価、計画というメンテナンスサイクルを確立し、同要領に位置付けられた5年に一度の近接目視による定期点検のほかに、日常的な維持管理として、道路維持パトロールによる点検を検討していきます。損傷などが確認された場合は、緊急性に応じて、補修工事を適宜行うものとします。

(2) 橋りょう

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 市内に橋りょうは計 203 か所設置されており、実延長は計 1,547 メートル、面積は計 9,129 平方メートルあります。
コスト	ア 従来から行われていた「対症療法型の維持管理」（壊れたらつくりかえる方法）を続けた場合、橋りょうの修繕・架け替えに要する費用が増大することが懸念されます。

② 今後の方針

ア 「幸手市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、従来の「対症療法型の維持管理」から損傷が大きくなる前に予防的な対策として補修、修繕を行う「予防保全型の維持管理」に転換を図り、橋りょうの寿命を延ばし、将来的な財政負担の低減や道路交通の安全性の確保を図ります。

イ 国土交通省の「道路橋定期点検要領」（平成 26 年 6 月）に基づき、橋りょう施設の点検、診断、措置、記録・評価、計画というメンテナンスサイクルを確立し、同要領に位置付けられた 5 年に一度の定期点検のほか、日常的に行うパトロールにより、橋りょうの路面の状況をについて点検を行います。点検結果や日常の維持管理によって得られた情報をもとに各橋りょうの健全度（橋の健康状況）を把握します。

ウ 計画的な維持管理を行うとともに、必要な修繕並びに古川橋などの架け替えなどを実施します。

(3) 水路

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 水路の総延長は、約 317 キロメートルあります。 イ 市域の大部分は、雨水を一時的に浸透・貯留する能力を維持増大させるべき保水及び遊水地域で占められています。
コスト	ア 中小河川の氾濫や内水氾濫の頻発に対応するため、今後排水路の改修費などの維持管理費用の増大が予想されます。

② 今後の方針

- ア 指定水路の後退用地を有効活用して、憩いやコミュニティが創造できる遊歩道として整備する予定です。
- イ 急激な都市化による土地利用の変化などにより、中小河川の氾濫や内水氾濫の頻発に対応するため、排水路を改修し、流下能力^(*)を確保します。

*1 流下能力：川が流すことのできる洪水の規模を流量で表わしたものの。

(4) 上水道（管路）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 市内に上水道（管路）は、総延長で約 227 キロメートルあり、20 年後以降は耐用年数を超える管路が急増していきます。
コスト	ア 現在、幸手市水道事業は健全な経営状況で運営ができていますが、 今後は、増加する老朽化施設・設備の更新や水需要の減少など、経営 を圧迫する要因が発生することが予想されるため、今後も健全な経営 状況を維持できるよう、費用の削減や適正な料金の確保などを実施す る必要があります。 イ 水道事業では、業務の効率化のために水道施設の運転管理・維持管 理業務や水道料金の徴収業務は、外部委託を行っています。

② 今後の方針

ア 住宅の増加など、周辺環境の変化による水需要に対応するため、必要に応じて配水管の増径や、管網の構築を行う一方で、人口減少による管路のダウンサイジングの検討も行っていきます。

イ 「幸手市水道ビジョン」に基づき、耐震化の費用縮減を図り、かつ効率よく耐震化を進めるために、管路の重要度や老朽度から優先順位を設定して、更新及び耐震化を計画的に進めていきます。

ウ 今後も、健全な経営状況を維持できるよう、費用の削減や適正な料金の確保を図るため、有収率^(*)の向上や各種費用の抑制、今後実施する事業の定期的な見直し、適正な料金体系などを実施するとともに、新たな民間委託の可能性などを検討します。

*1 有収率：全体の給水量のうち料金算定の対象となる水量の割合。

(5) 下水道（管路）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 市内に下水道（管路）は、総延長で 88,222 メートルあります。そのうち、敷設後 50 年を超えているものは現時点ではありませんが、20 年後以降は耐用年数を超える管路が増加していきます。
コスト	ア 既に下水道整備されている地区の効率的な維持管理・更新や運営管理手法について検討する必要があります。 イ 適切な維持管理を行うため、適正な使用料金の見直しを行う必要があります。

② 今後の方針

- ア 生活環境の改善と水質の保全を図るため、公共下水道の幹線及び枝線の整備を計画的に実施します。
- イ 既設の汚水管渠などは、民間委託し、幸手汚水中継ポンプ場と共に適切な維持管理を行っていきます。
- ウ 下水道使用料徴収業務を水道事業者にと事務委託していきます。
- エ 予防保全型の維持管理へ転換することにより、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、維持管理・更新費用の平準化に努めます。

(6) 農業集落排水（管路）

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 農業集落排水は、外国府間・高須賀外野地区において、河川及び農業用排水路の水質保全と生活環境の向上を図るため、平成 19 年度から供用が開始され、総延長は 4,401 メートルあります。
コスト	ア 適正な施設の維持管理を行うため、施設の長寿命化や施設の修繕・更新にかかるコストの縮減が必要です。

② 今後の方針

ア 今後も、管理施設の所要機能の確保及び施設の保全を図っていくため、施設の定期的な保守点検及び計画的、効率的な維持管理作業を行うとともに、ライフサイクルコストを縮減します。

(7) 公園施設

① 現状と課題

視 点	現状と課題
ストック	ア 都市公園は 22 か所あり、昭和後期から平成初期に開設された公園が多く、経過年数が 20 年を超える公園が大半を占めています。 イ 各公園では公園施設の利用頻度が異なり、近年に整備された公園であっても、劣化・損傷が目立つ施設が見受けられます。特に遊戯施設については、利用状況や構成部材により劣化・損傷の状況は大きく異なります。
コスト	ア 平成 26 年度から指定管理者制度を導入しています。

② 今後の方針

- ア 「幸手市公園施設長寿命化計画」に基づき、市内の公園・緑地などを適正に維持・管理するとともに、新たな都市公園を整備し、快適なオープンスペースの提供を継続的に行います。
- イ 定期的な健全度調査を実施しながら、計画的な補修などを行うことで長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストを縮減します。
- ウ 今後も、指定管理者制度等を活用することにより公園施設の保全を行うとともに、日常点検を主体とした維持管理を基本とします。
- エ 利用者の安全を優先的に確保することに努めます。

巻末資料 施設一覽表

施設分類			No.	施設名称	施設所在地	延床面積 (m ²)	
大分類	中分類	施設分類					
市民文化・社会 教育系施設	集会施設	コミュニティ 公民館	1	コミュニティ	香日向4丁目5-2	881.17	
			2	中央公民館	緑台2丁目1-7	939.80	
			3	東公民館	下宇和田58-6	1,285.26	
			4	西公民館	千塚117	550.05	
			5	南公民館	上高野1194	1,382.00	
			6	北公民館	内国府間867	1,468.91	
		7	勤労青少年ホーム	勤労青少年ホーム	緑台2丁目1-7	648.08	
	図書館	中央図書館	8	図書館	緑台2丁目5-25	1,459.68	
		図書室分館	9	幸手市立図書館香日向分館	香日向4丁目5-1	557.15	
	博物館等	郷土資料館	10	民具資料館	下宇和田58-1	629.00	
			11	社会教育課 郷土資料室	下宇和田58-4	2,240.07	
スポーツ・レクリエーション 系施設	スポーツ施設	市民体育館	12	市民文化体育館(アスカ幸手)	平須賀2380-1	10,662.19	
		弓道場	13	弓道場	幸手1956-3	209.76	
		武道館	14	武道館	幸手1957-1	1,323.00	
		サッカー場	15	市営少年サッカー場	神明内126-1	63.44	
		カヌー艇庫	16	カヌー艇庫	内国府間403-1	98.93	
		野球場	17	ひばりヶ丘球場	木立1929	2,378.34	
		海洋センター体育館	18	海洋センター体育館	木立1779-3	1,436.45	
		勤労者体育センター	19	勤労者体育センター	木立1779-1	131.00	
		産業系施設	産業系施設	農村文化センター	20	西農村文化センター	千塚117
農業集落排水処理場	21			農業集落排水処理場(外国府間・高須賀外野地区)	外国府間589-4	130.64	
勤労福祉会館	22			勤労福祉会館	中3丁目1-35	328.94	
市営釣場	23			市営釣場管理棟	神扇431-2	107.74	
学校教育系施設	学校	小学校	24	幸手小学校	中3丁目11-41	7,483.87	
			25	行幸小学校	円藤内460-2	4,393.62	
			26	上高野小学校	上高野1009	4,969.61	
			27	権現堂川小学校	神明内570	3,751.37	
			28	吉田小学校	惣新田3159	4,441.68	
			29	八代小学校	平須賀1丁目14	3,841.25	
			30	長倉小学校	下川崎242	5,818.42	
			31	さかえ小学校	栄2-90	6,084.51	
			32	さくら小学校	幸手72	6,283.82	
			中学校	33	幸手中学校	北1丁目7-4	9,008.97
				34	西中学校	下川崎387	9,249.53
				35	東中学校	平須賀2912-3	5,989.25
		子育て支援施設	幼稚園	36	吉田幼稚園	惣新田1478	1,187.88
保育所	37		第一保育所	幸手2265	713.37		
	38		第二保育所	栄3-69	760.92		
	39		第三保育所	円藤内113	713.37		
幼児・児童施設	児童館		40	児童館	幸手1958-1	307.01	
	放課後児童クラブ		41	にじいろ児童クラブ(旧たつまき)	幸手1958-1	123.10	
			42	あおぞら児童クラブ	中3丁目11-41	101.00	
			43	ひまわり児童クラブ	円藤内460-2	64.00	
			44	たけのご児童クラブ	上高野1065	108.00	
			45	たんぼぼ児童クラブ	下川崎230	77.20	
		46	風の子児童クラブ	栄2-90	64.00		
47		たいよう児童クラブ	下川崎387	312.90			
保健・福祉施設	高齢福祉施設	48	老人福祉センター	木立1513	1,393.95		
	障害福祉施設	49	幸手市障害者自立支援施設 さくらの里	千塚10-1	278.24		
		50	幸手市障害者自立支援施設 なのの里	東3丁目9-21	359.15		
保健施設	保健福祉総合センター	51	保健福祉総合センター(ワルズ幸手)	天神島1030-1	6,359.57		

行政系施設	庁舎等	本庁舎	52	幸手市庁舎	東4丁目6-8	5,867.72
		事務所	53	幸手駅西口土地区画整理事務所	南3丁目16-6	128.08
			54	幸手駅西口区画整理相談事務所	南3丁目3410-3	33.00
公営住宅	公営住宅	公営住宅	55	市営住宅	中3丁目5-32、36	3,052.77
公園	公園	公衆便所	56	上吉羽2号緑道	木立1830-1	18.30
			57	上吉羽中央公園	上吉羽2100-38	26.40
			58	宇和田公園	上宇和田543-6	19.30
			59	千塚西公園	香日向3丁目2032-3	29.80
			60	高須賀池公園	高須賀68-2	10.50
		倉庫・便所	61	幸手総合公園倉庫・便所	木立1929	93.12
供給処理施設	供給処理施設	汚水処理場	62	香日向汚水処理場	香日向2丁目34	720.59
		最終処分場	63	最終処分場	惣新田4282-4	2,173.00
		し尿処理・ごみ処理	64	ひばりヶ丘桜泉園	木立1779-5	5,626.43
上水道施設	上水道施設	浄水処理場	65	第一浄水場	北1丁目18-19	614.00
			66	第二浄水場	平野923	1,568.00
下水道施設	下水道施設	中継ポンプ場	67	幸手汚水中継ポンプ場	幸手5482-11	1,219.82
その他	消防施設	消防施設	68	団本部	高須賀430	74.52
			69	消防団第1分団	中3丁目6361-2	116.54
			70	消防団第2分団	円藤内703	105.16
			71	消防団第3分団	南2丁目969-6	105.16
			72	消防団第4分団	権現堂730-1	105.16
			73	消防団第5分団	下宇和田7-1	97.29
			74	消防団第6分団	平須賀2365-1	77.42
			75	消防団第7分団	中2丁目4-2	74.52
			76	消防団第8分団	下川崎507-1	74.52
			雨水ポンプ場	雨水ポンプ場	77	第1ポンプ場
	78	第2ポンプ場			緑台2丁目4番	6.00
	79	第3ポンプ場			緑台1丁目27番	6.00
	80	上高野1丁目調節池ポンプ場			上高野1丁目17番	25.00
	81	香日向雨水排水ポンプ場			香日向2丁目34	97.00
	その他	(社)シルバー人材センター	82	(社)シルバー人材センター	東3丁目1259-2	270.45
			83	旧消防署東分署	平野922	583.17
			84	旧保健センター	幸手2262	880.41
85			旧香日向小学校	香日向4丁目5-1	5,794.83	
86			旧八代会館	戸島318-1	156.50	
87			ひばりヶ丘工業団地管理棟	木立1830-37	40.50	
					延床面積(合計)	143,560.13

※上記施設情報は平成26年度末時点

【備考】

- ① 旧香日向小学校は、幸手看護専門学校に一部貸付し、残りのスペースは図書館香日向分館として使用しています。
- ② 第2保育所は、現在とは別の場所に平成29年度から新たに開設します。なお、旧施設となる建物は解体します。
- ③ 放課後児童クラブは、上記以外に「さくら児童クラブ」「さいかち児童クラブ」が開設しているほか、ひまわり児童クラブの学校敷地内移転や吉田小、八代小敷地内への新設も予定されています。
- ④ (社)シルバー人材センターは、平成28年度から旧保健センターで事業を行っており、空いた建物は、現在、心すこやか支援室として使用しています。



幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん

幸手市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

発行 幸手市
編集 総務部 政策調整課
〒340-0192 埼玉県幸手市東 4-6-8
TEL 0480-43-1111
